

建築基準法に基づく大臣認定制度の見直しについて

「免震材料に関する第三者委員会報告書」（平成 27 年 7 月 29 日）による提言を踏まえ、建築基準法に基づく大臣認定制度について、以下のとおり見直しを行う。

1. 大臣認定制度の見直しの基本方針

認定段階（大臣認定に当たって性能評価を行う際）のチェック、製品出荷段階のチェックのそれぞれについて、①安全性に直結する種類の製品かどうか、②性能について市場で検証がなされない製品かどうか、③過去に不正を行った企業かどうか等に応じ、チェックの強化を行う。

2. 大臣認定制度の見直しの対象

大臣認定のうち、建築確認・完了検査における審査によりチェックが可能な設計内容の認定や、サンプル調査等を既に行っている製品の認定以外であって、安全性に直結しない種類の製品又は市場で検証がなされる製品を除く大臣認定品全般を対象にチェックの強化を行う。

3. 大臣認定制度の見直しの内容

(1) 免震材料について

- ① 認定段階のチェックの強化（指定性能評価機関による審査の強化）
建築基準法に基づく関係規定の見直しを行い次の措置を講ずる。

【年内に先行して実施（省令、告示改正）】

- イ 指定性能評価機関の評価員等が、製品の性能試験への立ち会いや品質管理体制の審査を、必要な範囲で、工場等の生産現場において実地に行うこととする。
- ロ 品質管理体制の審査については、次の点について強化することとする。
- 必要な知識・経験を有する品質管理責任者が責任をもって品質管理を行う体制が構築されていること。
 - 工事施工者等に対し、製品の性能等、必要な情報の「見える化」を行う計画となっていること。

- 社内・社外の監査機関等に対し、性能検査の詳細な工程や工程ごとの作業内容の明確化、検査記録等の必要なデータの保存等、必要な情報の「見える化」を行う計画となっていること。
- 申請者が ISO9001 の認証を取得していることを前提に審査を行う場合には、上記の工程や作業内容が ISO9001 の認証の前提となる文書に位置付けられていること。

② 製品出荷段階のチェックの強化

- イ 工事施工者等による性能確認・ISO9001 の認証機関による品質管理体制の確認 【認定段階のチェックの強化と併せて実施】
 - 工事施工者等による性能確認や ISO9001 の認証機関による品質管理体制の確認が実効的に行えるよう、①口の「見える化」の取組みにより必要な情報が提供される仕組みを構築する。
 - 工事施工者等に対し、次の措置を講ずるよう促すこととする。
 - ・工事施工者に対しては、受入検査として、製品出荷時の性能検査に立ち会い、「見える化」された情報に即して検査が行われていることや、所要のデータ補正が適切に行われていることを確認すること。
 - ・工事監理者に対しては、工事施工者による受入検査の実施状況を確認すること。
 - ISO9001 の認証を取得している大臣認定取得事業者に対し、ISO9001 の認証機関によるサーベイランスを通じた品質管理体制の確認等、ISO9001 の認証システムの活用を要請することとする。
- ロ 国等による補完的なチェックの強化 【今年度から順次実施】
 - 国土交通省は、原則として指定性能評価機関等の専門的な能力を有する者に調査を委託し、工場等の生産現場において、製品の性能及び品質管理体制についてサンプル調査を行うこととする。
 - 当該調査の結果製品の性能等について疑義があった企業や、疑義がある旨の通報があった企業等に対しては、専門家等の協力を得つつ、建築基準法に基づき、国土交通省が直接立入検査を実施することとする。

③ 過去に不正を行った企業等に対する重点的なチェック

- ①の認定段階における指定性能評価機関による審査において、製品の性能試験に立ち会うサンプル数を増やすなど、申請データの信頼性について特に留意して審査を行うこととする。
- 不正発覚後に講じられた再発防止策が継続的に実施されていることなどを確認することとする。

○ ②の製品出荷段階における国等による補完的なチェックについても重点的に行うこととする。

(2) 免震材料以外の大員認定品について

【今年度中に検討・結論、来年度早期に実施】

1. の基本方針を踏まえ、各製品の性能評価で用いられているデータの信頼性や、公共工事における受入検査など市場における検証の状況等の実態を調査したうえで、免震材料に準じた見直しを行う。